

	該当 条項	意見の概要	本市の考え方
1	第1条	条例案第1条でいう「学校三部制」第3部の活用について、学校三部制に係る教室等の活用に関する規則」で使用できる団体は、第5条で「施設を使用することができる団体は、各小学校区における区長会等の既存団体又は文化、芸術、スポーツ、ボランティア等の地域活動で実績のある団体で、教育委員会が認めるものとする」と定めています。社会教育法は、社会教育の定義（第2条）、国及び地方公共団体の任務（第3条）、市町村の教育委員会の事務（第5条）、公民館の事業（第22条）、公民館の運営方針（第23条）でそれぞれ定められています。特に、社会教育法第3条は国及び地方公共団体の任務として、「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営」、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して」、「自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」よう努めなければならないとされています。第5条では多様な「社会教育に関する市町村教育委員会の事務」を求めています。しかも、教育委員会が認める団体や、個人の区別をしていません。条例案は、このような社会教育法の理念及び規定から逸脱するものです。規則第7条は第3部の使用時間を「学校行事に支障を来さない」ことを定めています。 これは学校を利用することから当然のことです。しかし、第3部で利用する市民は、活動時間等の大幅な制限等により、活動の存続にかかわるほどの重大な影響を及ぼします。将来、公共施設等管理計画等により市立公民館の施設が廃止されれば、社会教育で利用できる施設は大幅に制限され、上記の社会教育法で定める理念や目的を実現することはできません。しかも、使用は「実績のある団体で、教育委員会が認めるもの」に限られています。使用できるのは「団体」に限られています。「団体」でなくても使用できるようにしてください。セキュリティを考えると不特定多数の参加者を対象とする行事は出来なくなるのではないのでしょうか。市外の参加者も使用できることを明記してください。市立公民館を、将来にわたって存続することを市民と共に、市民と対等な立場で検討し、市民の納得と合意のもとに施策をすすめることが必要です。	「みんなの学校プロジェクト」は学校を核とした地域づくり・まちづくりに焦点をあてた施策であり、こども達を地域で支え合い、多世代間の交流を生み出すことを目指しているため、使用できる方は地域住民に限っています。 また、現在は公民館活動をする際に公民館を利用することも可能です。将来的に学校と公民館がハード面で複合化されていく際には、学校教育と社会教育等が互いに良い影響を与えて共存していけるように、今後も規則の改正を含め慎重に検討を進めてまいります。
2	第1条	条例案第1条の「市」は「天理市教育委員会」と表記を合わせて「天理市」とするべきです。	条例の名称において「天理市」を使用しており、天理市に関する条例であることが明らかであるため、本則では「市」と表記しています。
3	第1条	第1条について ① 少子化の進展や人々の価値観等の多様化が、地域におけるつながりが希薄化する要因であるとの見解は、間違っていると思います。 ②例え、現在社会が、地域におけるつながりが希薄化した社会となっているとしても、義務教育の学校教育のある市立の小学校及び中学校を教育と地域活動が融合する拠点とする必要がないと判断します。必要がないというより、学校教育と地域活動が融合することは、論理的にも現実的にも不可能であると考えます。 ③ 地域とともにこどもたちを育む仕組みの構築は、この条例案によらずとも、現行の制度・システムで構築されているのではないのでしょうか。 ④ 学校、地域及び家庭の責務ではなく、「学校、地域及び家庭の役割」ではないのでしょうか。 明確に規定すべきではないのでしょうか。各小学校及び各中学校ごとの各学校、各学校に属する地域及び各学校に属する家庭の役割ではないのでしょうか。みんなの学校プロジェクトは、各学校ごとにおいて、取組み、推進されるべきものではないのでしょうか。当該学校ごとにおいて、公共施設の将来的なあり方を見据え、学校三部制を活用しながら学校を地域連携型学校としてこどもたちを地域で育て支え合い、多世代間の新たな交流を生み出す取組すなわち天理市みんなの学校プロジェクトにより現在の市立の義務教育の学校教育の場である各小学校及び各中学校ごとに、地域連携型学校を実際にすることができるのでしょうか。また、このプロジェクトにより、こどもたちを地域で育て、支え合い、多世代間の新たな交流を生み出すことができるのでしょうか。第一部の学校を拠点として、実現化可能でしょうか。 ⑤学校教育の拠点である学校を通じて、「こどもから高齢者までの生きがいを持って暮らすことができる社会、はたして、実現できるのでしょうか。天理市や天理市教育員会は、本気で、実現できると考えられるのでしょうか。	学校教育と地域活動が融合するということは、例えば学校の授業のサポートに地域の方が加わることもその一つであり、それについてはすでに実現しています。よって③のご意見のとおり、現行の制度・システムで地域とともにこどもたちを育む仕組みができている部分もあります。本条例は、本市が政策として進めている「みんなの学校プロジェクト」がどのような意図で、またどのような方向で進めていこうとしているかを明らかにするために制定するものです。現行の制度・システムで構築されている部分も合わせて明確にすることで、本市の方向性をより確実に認識していただけたと考えております。 ⑤についてですが、学校を地域連携型学校とすることで、こどもたちを地域で育て支え合い、地域住民があらゆる世代と交流を深めることができ、またそれがこどもたちの健やかな成長と地域の活性化、高齢者を含む大人たちも生きがいを持って暮らすことができる社会につながると考えております。 ④におきましては、第1条の「責務等」は、責務及び役割を指しており、第6条では「学校、地域及び家庭の役割」と表記しております。
4	第1条 第6条	多様な個性と個人を大切にし、民主主義と基本的人権を大切にする社会を守り発展させるため、「地域及び家庭」は「市民」に置き換えるべきです。	「地域及び家庭」という文言は、人とのつながりが構築される中でこどもが育まれる場として使用しています。
5	第2条	第2条について ①地域連携型学校については、条例案において「学校教育に加えて、これと連携した社会体育、生涯学習、社会教育等の活動の主体となる機能を有した学校」と規定されています。 私は、市立の義務教育である学校教育の場である小学校及び中学校が、学校教育に加えて、これと連携した社会体育、生涯学習、社会教育等の活動の主体となる機能を有した学校」にどのようにすれば実現できるのか理解できません。 義務教育である学校教育と生涯学習や社会教育や家庭教育や幼児期の教育や政治教育や宗教教育は、教育3法に基づき、正しく、理解すべきではないのでしょうか。 ②学校三部制については、「学校三部制に係る教室等の活用に関する規則(令和6年9月25日教育委員会規則第7号)の規定による」と規定すべきではないのでしょうか。	①地域連携型学校にすることで、学校教育と社会体育、生涯学習、社会教育等の活動が融合・連携し、それぞれの要素がプラスされ、相乗効果を得ると考えています。学校で地域の大人との交流をする中で、こどもたちにとっては話し相手が増え、多世代とのコミュニケーション能力も養われ、また「将来こんな大人になりたい」という地域への愛着につながり、地域の大人にほめられ、認められることで自己肯定感を育み、自分の役割を見つけ、人に感謝される経験を積むことで自己有用感を育むことが期待されると考えています。 ②今後、学校三部制に関する規則が追加および変更されることも想定されるため、「規則」という表記にとどめております。

	該当 条項	意見の概要	本市の考え方
6	第3条	「こどもまんなか」（条例（案）逐条解説3頁）の定義をする必要があります。こども家庭庁が進めている「こどもまんなかアクション」は、「全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進めていきます」と述べて、「こどもまんなか」とは、こどもと子育て中の方々を対象にしています。逐条解説でいう「こどもまんなか」とは「子ども」が対象なのか、「子どもと子育て中の方々」なのか明確にする必要があります。	ここでいう「こどもまんなか」とは、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか宣言」の趣旨である「こどもたちのために何をもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現する」という考えを指します。こどもだけでなく、子育て中の方々にとっての視点に立っていることは、もちろんのことです。
7	第3条	第3条について 「こどもたちの最善の利益を考慮し、かつ、その健やかで幸せな成長を実現できる地域とともにある学校をつくる」とありますが、天理市と教育委員会は、市立の小学校及び中学校において、このような、学校をどのようにして、実現されるのでしょうか。 義務教育としての学校教育を行うべき学校を天理市や教育委員会は、条例をもって、「こどもたちの最善の利益を考慮し、かつ、その健やかで幸せな成長を実現できる地域とともにある学校」に変えることはできるのでしょうか。文部科学省との協議は済んでいますか。	第3条では、みんなの学校プロジェクトを推進する方法を具体的に述べているのではなく、基本理念について示しております。具体的には地域とともに進めていくことになります。また、みんなの学校プロジェクトは、文部科学省の「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」の考えに沿った施策であると認識しております。
8	第4条	第4条について ① 基本理念にのっとり、こどもから高齢者までが地域で安心して暮らせる環境づくりにつながる施策とは、具体的に、ご説明下さい。 市立の小学校及び中学校における「天理市学校プロジェクト」をどのように推進すれば、「こどもから高齢者までが地域で安心して暮らせる環境づくり」ができるのでしょうか。ご説明下さい。 ② 市と教育委員会は、具体的に、「教育と地域活動が融合する拠点となる地域連携型学校をつくり、整備し、維持していこう」と考えておられるか、ご教示ください。	第4条では、市及び教育委員会の責務として示しており、推進に関する施策は第7条で示しております。また、具体的な施策につきましては、地域の実情や声を反映させながら、進めていきたいと思っております。
9	第5条	条例案第5条は、「学校運営協議会は、基本理念にのっとり、みんなの学校プロジェクトへの積極的な支援及び協力を行うものとする」としています。学校運営協議会の任務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五で定めています。ここでその第6項で「教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる」と定めています。積極的な支援及び協力を学校運営協議会に課せば、協議会の重要な任務である意見を述べることを、事実上支援協力することの範囲内でしか、教育委員会又は校長に意見を述べることができなくなります。このような制限規定は設けるべきではありません。条例案第5条の「支援及び協力を行うものとする。」を「意見を述べることができる。」に置き換えること。	学校運営協議会は、文部科学省が示しているとおり「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。第5条では新たな責務を負わせたり、意見を述べることを制限するものではなく、より積極的に「地域とともにある学校」づくりに関与してもらう旨を記載したものです。学校運営協議会には主体的な協議を望むものと考えております。条例第5条の「みんなの学校プロジェクトへの積極的な支援及び協力を行うもの」を「みんなの学校プロジェクトを推進するための学校運営に関して、積極的に協議し、参画するもの」に変更します。
10	第5条	第5条について 学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、所管事項（権限）が定められており、条例をもって、新たな責務を学校運営協議会に負わせることはできないと考えます。学校の建て替えや施設利用や学校運営に関しては、本条例の制定をまつまでもなく、法律によって、学校運営協議会に付与されている事務ではないでしょうか。	
11	第5条	第5条「学校運営協議会は、基本理念にのっとり、みんなの学校プロジェクトへの積極的な支援及び協力を行うものとする。」ですが、積極的な支援及び協力という表現からは学校の運営から一步引いた印象を受けます。 学校運営協議会は学校の運営を協議するものであって、学校の運営を主体的に考えるものではないでしょうか。みんなの学校プロジェクト、学校三部制においてはそれを主導する立場でなければ、学校運営協議会の意義がなくなると思います。「積極的な支援及び協力」ではなく「協議及び推進」などとして、学校運営協議会に主体性を持たせたほうがよいかと思います。	

	該当 条項	意見の概要	本市の考え方
12	第6条	条例（案）第6条第2項で「市及び教育委員会が推進するみんなの学校プロジェクトに積極的に参画及び協力するよう努めるものとする」と学校、地域、家庭に、市及び教育委員会の考える「みんなの学校プロジェクト」に対して参画協力することを「努める」と表現は努力義務としていますが事実上、市及び教育委員会の施策に賛同することを求めています。子どもたちの最善の利益、安心できる居場所づくり、健やかな成長を願うことに異論がある方いません。そのことと、市及び教育委員会の施策に賛同する事とは別のものです。市民の中に子どもたちのすこやかな成長を願う様々な考え方があるのは当然です。市民の異論も含めて多様な意見をもとに議論し最善の施策を進めてこそ「こどもまんなか」の社会が実現できるのではないのでしょうか。学社融合の積極的な意義はあるのですが、しかし、天理市が進める学校3部制は、現状のままで社会教育・生涯学習活動に重大な制限と影響を及ぼすものです。「こどもから高齢者までが生きがいを持って暮らすことができる社会の実現」（条例案第1条）はできません。したがって、第6条第2項は「学校、地域及び家庭は、市及び教育委員会とともに、子どもの権利を明確にし、子どもと子育て中の方々にやさしい施策を推進するよう努めるものとする。」に変更すること。	
13	第6条	条例案は、「学校、地域及び家庭の責務等を明らかにする」としています。「地域」や「家庭」とは何でしょうか。条例案第6条第2項は「市及び教育委員会が推進するみんなの学校プロジェクトに積極的に参画及び協力するよう努めるものとする」と規定しています。前項で述べたように、市民は教育行政に対しても多種多様な意見を持っています。そして、教育行政について様々な議論があります。「市及び教育委員会が推進する」ことに参画協力を市民に、努力義務を課すことは「異論を認めない社会」へと進んでしまうのではないのでしょうか。学校にも参画協力することを努力義務として課しています。「こどもまんなか」といいながら子どもの多様な意見を事実上封じ、子どもに「市及び教育委員会」の方針にしたがうように努力しなさいといっているのと同じです。教師にも「市及び教育委員会」の方針にしたがって異論を持たず、子どもたちに教育や指導をするようにしなさいといっているのと同じです。したがって、このような規定は削除するべきです。	
14	第6条	第6条について ① 学校には、条例の制定を待つまでもなく、現行法上「義務教育を受けるこどもたちが安心できる居場所をつくる」という責務を負っています。 ② 地域が、みんなの学校プロジェクトに積極的に参画及び協力するとは、どのようなことを想定されているのでしょうか。 ③ 家庭が、みんなの学校プロジェクトに積極的に参画及び協力するとは、どのようなことを想定されているのでしょうか。	本条例は、本市が政策として進めている「みんなの学校プロジェクト」がどのような目的で進めていこうとしているかを明らかにするためのもので、学校を教育と地域活動が融合する拠点として地域とともにこどもたちを育む仕組みを構築するということであり、また、教育を軸とした地域づくりであります。どのような取組みをおこなっていくのか、その方法まで具体的に決めている条例ではありませんが、「こどもたちの最善の利益、安心できる居場所づくり、健やかな成長」を実現するためには、学校、地域及び家庭がともに同じ目的（第3条に掲げる基本理念）を持って進む必要があります。学校は、条例の制定を待つまでもなく、現行法上「義務教育を受けるこどもたちが安心できる居場所をつくる」という責務を負っていますが、学校を教育と地域活動が融合する拠点とするうえで、人とのつながりが構築される中でこどもが育まれる場としての「学校、地域及び家庭」がそれぞれ意識を高め、基本理念にのっとってみんなの学校プロジェクトに参画・協力してもらう意図で規定したものでありました。しかしながら、努力義務ではあっても、異論を認めないという印象を受けるとのご意見をふまえ、第6条第1項で本条項の意図は表していると判断し、第2項については削除します。
15	第6条	第6条2項について、市及び教育委員会が推進するみんなの学校プロジェクトに積極的に参画及び協力する努力義務であるが、事実上異見を認めない制度である。上意下達の制度で民主的な制度ではなくなる危険がある。また、学校教育運営協議会の運用次第によっては、みんなの学校プロジェクトの追認機関として機能してより一層その弊害を助長する。第6条2項は削除するべきである。	ご意見にあります「多様な意見をもとに議論し、最善の施策を進める」ためには、今後地域ごとに議論を進め、こどもたちの最善の利益を考慮しながら取り組んでいく必要があり、また、学校教育に支障のないようにするためにも、施設整備については特に慎重に議論を進める必要があると考えています。
16	第6条	条例（案）の第6条第2項は「学校、地域及び家庭は、市及び教育委員会が推進するみんなの学校プロジェクトに積極的に参画及び協力するよう努めるものとする。」となっています。条例案第1条は、「学校を教育と地域活動が融合する拠点」「地域とともにこどもたちを育む仕組みを構築する」「市、天理市教育委員会、学校運営協議会、学校、地域及び家庭の責務等を明らかにする」「公共施設の将来的なあり方を見据え」「学校を地域連携型学校として」「こどもたちを地域で育て支え合い、多世代間の新たな交流を生み出す取組」を「『みんなの学校プロジェクト』という。」と定義しています。これらは、多くの行政課題と、多くの市民の地域生活にかかわる諸課題を含んでいます。 条例案のパブリックコメントが実施されている時点で、学校が地域融合の拠点、こどもたちをはぐくむしくみ、公共施設の将来のあり方、地域連携型学校、地域で支える、多世代の新たな交流など、端緒的な取り組みは実践されていますが、市民の中で具体的な将来構想に基づく共通認識及び一致点が形成されているとは思えません。天理市及び天理市教育委員会もまとまった将来構想や方針を明らかにしていません。また、みんなの学校プロジェクトが「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」（教育基本法第1条）という教育の目的にどのように資するの か、これから市民の中で異論も含めて、様々な議論、実践を通じて成果を出していかなければなりません。方針は、繰り返し見直しをしていかなければなりません。このような中であって、「市及び教育委員会が推進するみんなの学校プロジェクトに積極的に参画及び協力する」ことを、「学校、地域及び家庭」に条例で示しています。努力義務とはいえこの規定は、市及び教育委員会の方針に、事実上、異論を言うことなく、学校、地域及び家庭は参画・協力をすることを求めています。 公共施設の在り方、事実上の公共施設の統廃合にこれから様々な議論、検討が必要です。天理市の公共施設整備計画でさえ「今後検討します」という文言が多数見られます。将来、市立公民館が公共施設整備計画で統廃合されれば、社会教育生涯学習の活動に大きな制限や影響を及ぼします。多くの市民、子どもたちに影響のある「みんなの学校プロジェクト」に対して、「市及び教育委員会が推進する」ことだけに「参画及び協力」を市民に求めるのでしょうか。「努める」は「しなければならない」と違って市民に強制するものではなく、市民が天理市及び天理市教育委員会の行政方針に「参画及び協力」することは任意だから違法ではないと解釈できたとしても、子どもたちのすこやかな成長を願うことと、天理市の行政運営方針に参画協力を求めることは別のものです。行政運営方針には賛否両論があります。任意とはいえ異論を持つことを排除し行政運営方針に参画協力を市民に求めることは、特に民主主義の学校といわれる地方自治においてはあってはならないことです。第6条第2項の記述内容は、市及び教育委員会の方針を唯一絶対として、異論を封じ、市民に参画協力を 求めているものと解釈されても仕方のないものです。条例案第6条第2項は削除してください。このような内容の条例案を提案することそのものが、住民主権のもとでの民主主義の在り方という重要な問題であります。	

	該当 条項	意見の概要	本市の考え方
17	第 7 条	第7条について ① 市民に、みんな学校プロジェクトの計画の目的、チームの紹介、目標体制過程と期限を所管事項に基づいて作成し、市民に提供して下さい。 ② 条例案にある市立の義務教育を施す学校が教育(どんな教育?)と地域活動が融合する拠点となりえることを具体的に説明して下さい。 ③ 第3項として、「教育委員会は、当該管理に際しては、学校教育に支障をきたさないように、特段の配慮をしなければならない。」を加えていただきたい。	みんなの学校プロジェクトは本条例の第 1 条に記載の目的に向かって各所管課が所掌事務として推進していきます。本条例は、具体的な事務内容や期限を規定するものではありません。また、本条例では③のような規定はしておりませんが、学校教育法第137条、社会教育法第44条及びスポーツ基本法第13条において、学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育や一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない旨を記載しています。 みんなの学校プロジェクトは、地域でこどもを育むことを軸に地域コミュニティ自体を育むことをも目指しています。公民館で活躍する人が学校の授業で児童に寄り添って指導することは、こどもたちにとって自己肯定感を育んだり、学校や家庭とは違ったコミュニケーションのあり方など深い学びとなります。そして地域活動をしている人にとっては新たな生きがいが生れます。
18	第 8 条	第8条について この条例を所管するのは天理市なのか、天理市教育委員会なのか。どちらですか。「規則」とは、天理市長が制定する規則なのか。天理市教育委員会が制定する規則なのか。どちらですか。	規則とは教育委員会が制定する規則と考えますので、「教育委員会が規則で定める」に変更します。
19	全般	学社融合で社会教育と学校教育の協働体制は、教育の目的である「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」（教育基本法）をすすめるうえでも、社会教育にとっても日頃の学習成果を生かし、次世代に繋いでいくためのも重要です。しかし、複合施設で実施する場合は様々な問題が生じます。社会教育は基本的に不特定多数の参加を前提としています。そのため、人の動線や施設を区別することや、警備員の配置などが必要となります。学校三部制の理念は理解できる部分もありますが、実施条件によって生ずる様々な課題を明確にし十分検討し、関係者と市民の理解と合意が必要です。これらを明記してください。	条例には具体的に記載してはおりませんが、利便性や安全の確保等についてはそれぞれの学校や地域の実情に合わせて関係者等の意見をふまえながら検討し、整備していきます。
20	全般	私の所属する山の辺校区は、令和4年に学校プロジェクトを立ち上げ、2か月ごとに構成するメンバーによる会議を開催している。呼称とし「ワガマチ合考やまのべ」とした。大目標として、①福祉の向上、②教育の多面的な発展、とした。しかし、校区の実情に合った、具体的な活動を模索しながら、地域の発展と活性化を図る。一方背景には、少子化による学校施設に空きが生じ、教室を有効利用・活用する、また、公民館の老朽化にともない、合理化、効率化により閉鎖が必然の事実である。結果、小学校の設備を核とし、地域活動の中心に据えなければならない。会議についても16回開催し、目標達成に議論を重ねている。 本年3月に、多世代が参加できる、スポーツを主体としたイベント、『ゆるスポ春祭り』を開催し、500人以上の参加をみた。また、竹馬づくり、しめ縄づくり等々、普段の学級の枠を越えた「ふれあい体験教室」を開催し、地域との触れ合いの場を定期にもうけている。地域の絆づくりに貢献できたと思っている。 最後に、問題点あるいは懸念する点は、①運営主体、②予算面、についてである。当校区については、自然発生的に区長会が主体となっている。予算についても、限られた中で創意工夫しながら運営することにしている。個人や団体、企業の中には、地域貢献への強い意志を持った方々が大勢いらっしゃるので、それぞれ連携して、協働の機会を作ることも必要である。社会が大きく変革している中で、地域社会も旧来の組織形態から脱皮する必要があると考える。	本条例は基本的な理念を定めたものであり、すでに取り組みを始めていただいているとおり、本条例の趣旨に賛同して第 1 条に掲げる目的のために地域の方がいかに協力していただけるのが鍵となってくると考えております。引き続き校区それぞれの強みや特性を活かして多種多様に取り組んでいただければ幸いです。他の校区にも広がっていくよう、プロジェクトの推進に努めてまいります。 問題点についてですが、ご意見にもありますように、地域貢献への強い意志を持った方々が連携・協働できるような仕組みづくりについて、国や県の動向に注視しながら、施策を進めてまいります。
21	－	「お互いに顔見知りの信頼できる大人」が学校内に常時いることになるのでセキュリティも万全だといわれていますが、学校施設内容を熟知していない、危機管理の専門知識のない高齢者などに緊急時にどのように対応しなさいというのでしょうか。方針を明記してください。	現在は、学校施設を十分に理解している人を増やすとともに学校を拠点として支え合えるコミュニティづくりを構築していく段階だと考えております。使用頻度が上がっていくにつれ施設を熟知した地域住民が増え、災害時に学校が避難所となった際、よりスムーズな動きができると考えています。
22	－	学校三部制に係る教室等の活用に関する規則（令和 6 年 9 月25日教育委員会規則第 7 号）第9条（使用許可の制限）に「飲酒を伴う活動」を追加してください。第3次健康づくり計画でんりパブリックコメントの天理市の考え方では、「「飲酒を防止する」という表現は小中学生を対象とした教育に対して使用しております」と述べています。「防止」とは「ふせぎとめること」という意味で「飲酒を止める」と解釈できます。使用許可の制限に飲酒がないのは子どもへの教育内容と矛盾します。	規則については、条例制定後に適宜改正を検討してまいります。いただいたご意見については、その際に参考にさせていただきます。
23	－	学校三部制に係る教室等の活用に関する規則（令和 6 年 9 月25日教育委員会規則第 7 号）は第9条第6項で「専ら営利を目的とする活動」の使用を認めていません。一方で公民館での地元物品の販売とはいえ営利目的の販売を認めています。「地域振興に資する場合を除く」を追記し、修正する必要があります。	規則については、条例制定後に適宜改正を検討してまいります。いただいたご意見については、その際に参考にさせていただきます。
24	－	条例(案)における当該プロジェクトに関する事務が、教育基本法、社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「教育3法」という。)に定められたその推進主体である天理市の所管事項や天理市教育委員会の所管事項には、含まれていない。小学校及び中学校は、法律に基づき天理市が設置した学校で、天理市には設置権限はありますが、学校における学校教育及び管理並びに運営に関する事務を行う権限は、教育3法及び関連政令等に規定されていません。また、天理市教育委員会も、教育3法等により、生涯学習や社会教育や家庭教育等に関する事務は規定されていますが、学校教育に関する事務は、含まれていません。したがって、条例案に盛り込まれている「① 学校を教育と地域活動が融合する拠点とする事務 ② 学校教育に加えて、これと連携した社会体育、生涯学習、社会教育等の活動の主体となる機能を有した学校とする事務 ③ こどもたちの最善の利益を考慮し、かつ、その健やかで幸せな成長を実現できる地域とともにある学校づくりに関する事務」これらのいずれの事務も法律や政令において、天理市の所管事務としても天理市教育委員会の所管事務としても規定されていないということでもあります。よって本条例の制定に反対です。	教育基本法第12条において、国及び地方公共団体は、学校の施設の利用によって社会教育の振興に努めなければならない旨が記載されており、学校教育法第137条において、「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。」と規定されております。みんなの学校プロジェクトはこれら規定に則しており、地域社会との連携、生涯学習の推進、学校の機能向上に寄与すると考えております。教育委員会の職務権限については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条において規定されており、その中には「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること」や「教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること」が含まれてい ます。 教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）では、多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備を推進するとともに、学校施設の複合化や余裕教室の活用を促進し、まちづくりや地域防災に関する政策等と連携して展開していくこととしています。教育委員会は、「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」の推進を行う文部科学省の考えに沿いながら、教育行政に関する重要事項や基本方針の決定をしています。こどもを地域で育て支え合う取組であるみんなの学校プロジェクトは、学校教育と社会体育、生涯学習、社会教育などが融合しており、構成するそれぞれの事務については各所管課が所掌事務として行っています。

	該当 条項	意見の概要	本市の考え方
25	－	「みんなの学校」における「みんな」の意義が規定されていない。 条例は、法規範であるため、条例で用いられる用語は、だれでも理解できる明確なものでなければなりません。ところが、条例案においては、「みんな」について、定義されておらず、意味不明瞭のため、反対します。「みんな」とは、天理市民全員なのか、市立の小学校や中学校に通っていない者も含むのか。その家庭も含むのか。未就学児童を含むのか。私立の学校に通っているものやその家庭も含むのか。高校生や大学生や会社員や高齢者等も含むのか。条例案に規定された小学校や中学校に通うこどもがいない家庭も含むのか。私には、理解できません。	「みんな」とは、市立の小学校及び中学校に通っている方だけでなく、私立の学校に通っている方も含みます。また、そのご家庭の人も含みますし、ご家庭だけでなく、未就学児童、高校生、大学生、会社員、高齢者等もすべて含んだ、こどもから高齢者までその地域に住むすべての方を指します。
26	－	学校3部制について、同じ空間を、時間的に区分して、異なる機能に充てることは、それぞれの機能については制約的に働く。それぞれの活動の自由度がなくなり、不自由を甘受しなければならなくなる。今まで行われてきた、公教育及び社会教育が後退する。学校3部制を見直し、公民館を存続させて、社会教育は公民館で実施するべきある。	「みんなの学校プロジェクト」は「学校を核とした地域づくり」「地域とともにある学校づくり」の考えに沿った施策であり、学校を地域の絆づくりをする拠点として位置づけることで、学校教育と社会教育双方の活性化につなげたいと考えています。そのために、公教育及び社会教育の後退がないよう、むしろ向上していくように、双方が使いやすい環境づくりを地域のみなさまとともに工夫して進めてまいります。